

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月29日
【会社名】	カメイ株式会社
【英訳名】	KAMEI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 亀井 文行
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	仙台市青葉区国分町三丁目1番18号
【縦覧に供する場所】	カメイ株式会社岩手支店 (岩手県盛岡市湯沢十六地割15番地34) カメイ株式会社福島支店 (福島県郡山市長者三丁目1番25号) カメイ株式会社東京支店 (東京都中央区日本橋室町二丁目3番14号) カメイ株式会社横浜支店 (横浜市金沢区幸浦二丁目14番地1) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 上記の当社福島支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、株主等の便宜のため、縦覧に供するものであります。

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長亀井文行は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成21年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社及び連結子会社並びに持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社及び連結子会社16社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。なお、平成20年度のM & Aによる新規連結会社4社については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を考慮の上限定的な対応とし、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。また、持分法適用会社4社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

重要な事業拠点及びその業務プロセスの選定においては、まず財務報告に占める金額的な観点で当グループの主要4事業セグメント（エネルギー、食料、住宅関連、自動車）毎に該当事業セグメントに関わる連結売上高（連結会社間取引消去前）の概ね70%を占め、連結売上高全体の概ね2/3に達していることを確認した上で、カメイの該当事業部及び主要連結子会社3社を選定し、選定した重要な事業拠点については、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを選定している。また、財務報告への影響の重要性を勘案して個別に評価対象に追加する業務プロセスとしては、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、金額的あるいは質的に重要な勘定科目に係る決算・財務報告プロセス（見積りを伴う勘定科目等）を個別に選定し決定している。

3【評価結果に関する事項】

上記の財務報告に関わる内部統制の評価手続を実施した結果、平成21年3月31日現在の財務報告に関わる内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。